

戸田市告示第388号									
公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告									
下記により差押財産の公売をします。国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。									
令和8年9月18日 埼玉県戸田市長 菅原 文仁									
公売財産・ 公売保証金・ 見積価額	売却区分	公 売 財 産				公 証 売 金	見 積 価 額 (最低公売価額)		
		名 称、性 質、所 在、地 上 権 等 の 内 容 そ の 他			数 量				
	南・11	不動産 【土地】 所 在 戸田市笹目六丁目 地 番 16番7 地 目 宅地 地 積 81.10㎡			1	1,610,000円	16,020,000円		
		【建物】 所 在 戸田市笹目六丁目 16番地7 家屋番号 16番7 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺2階建 床 面 積 1階 45.54㎡ 2階 43.06㎡					財産ごとの見積価格		
							土地 16,020,000円 建物 0円		
(注) 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙としてください。									
公 売 方 法		期 間 入 札				そ の 他	別紙のとおり		
公売日時	入 札	令和8年10月9日(金) 午前9時00分 から 令和8年10月22日(木) 午後5時00分 郵送必着							
	開 札	令和8年10月29日(木) 午 前 10時30分 から							
公 売 場 所		戸田市役所 収納推進課							
売却決定	日時	令和8年11月19日(木) 午前10時00分	場所	戸田市役所 収納推進課					
代金納付期限		令和8年11月19日(木) 午後 2時00分まで							
買受人についての資格 その他の要件		1 国税徴収法第92条及び同法第108条に該当しない者 2 入札前に公売保証金を納付した者 3 国税徴収法第99条の2に基づく陳述をした者							
配当を受ける者の 権利の申出について		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当市に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市役所収納推進課に用意してあります。							

注意 公売手続きを説明した「不動産共同公売広報」が当市役所収納推進課に備えつけてあります。なお、その他詳細については収納推進課にお問合せください。

別紙

1 参加資格

次のすべての要件に該当する者でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者
- (2) 入札前に公売保証金を納付した者
- (3) 国税徴収法第99条の2に基づく陳述をした者

2 公売保証金

- (1) 納付期間は令和8年10月9日（金）から10月21日（水）までです。
- (2) 市が指定する金融機関の口座への振込により納付してください。

3 入札

- (1) 所定の入札書に暴力団員等に該当しない旨の陳述書などの必要書類を添えて、郵送で入札期間内に入札してください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、入札は無効になります。
 - ア 入札書が入札期間中に公売場所（入札書郵送先）へ到達しなかった場合
 - イ 入札書の入札価額が訂正されていた場合
 - ウ 同一人が、同一の売却区分の物件について、2枚以上の入札書を提出した場合
- (3) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

4 開札

埼玉県浦和合同庁舎（埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号）の5階講堂において行います。

5 最高価申込者

- (1) 最高価申込者の決定は、令和8年10月29日（木）の午前10時30分から埼玉県浦和合同庁舎の5階講堂にて行います。
- (2) 入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者を最高価申込者とします。
- (3) 売却決定は最高価申込者に係る入札価額（入札書の「入札価額」欄に記載された金額）をもって行います。
- (4) 最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、次のとおり追加入札を行います。
 - ア 期間入札の方法により行います。入札期間は令和8年11月6日（金）から11月12日（木）までです。
 - イ 所定の入札書に暴力団員等に該当しない旨の陳述書などの必要書類を添えて、郵送で入札してください。
 - ウ 公売場所（入札書郵送先）は戸田市役所収納推進課です。
 - エ 開札及び最高価申込者の決定は、令和8年11月17日（火）午前10時30分から、埼玉県浦和合同庁舎の5階講堂にて行います。
 - オ 追加入札を行っても入札金額が同価であるときは、開札会場において、開札後直ちに、くじにより最高価申込者を決定します。
 - カ 売却決定は、令和8年12月8日（火）午前10時00分から、戸田市役所収納推進課にて行います。
 - キ 代金納付期限は、令和8年12月8日（火）午後2時00分です。

6 次順位買受申込者

- (1) 次のすべての要件を満たす者を次順位買受申込者として決定します。
 - ア 最高入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
 - イ 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を差し引いた金額以上であること。
 - ウ 入札書にて、次順位買受申込みを行っていること。
- (2) 次順位買受申込者の決定は、開札会場において、最高価申込者の決定後直ちに行います。なお、次順位買受申込者となるべき者が2人以上いる場合は、くじにより次順位買受申込者を決定します。

7 買受代金の納付

現金又は市が指定する金融機関の口座への振込により納付してください。

8 その他

- (1) 公売物件の面積は公簿上のものです。
- (2) 買受人は、買受代金の全額を納付したときに、その時点の状況（現況有姿）で公売財産の権利を取得します。
- (3) 市は財産の引渡し義務を負いません。したがって、使用者又は占有者に対する明け渡し請求や物件内における動産の処理などは、すべて買受人の責任において行うことになります。
- (4) 危険負担については、買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。
- (5) 公売財産の種類又は品質に関する不適合が見つかった場合でも、市は担保責任を負いません。
- (6) 公売財産内部の動産等については、所有者と協議してください。
- (7) 土地の境界については隣地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路の所有者と、それぞれ協議してください。
- (8) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査は行っておりません。
- (9) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。
- (10) 買受人は、代金納付期限後 2 週間以内に、登録免許税額に相当する印紙又は現金の領収証書を市に提出しなければなりません。
- (11) 国税徴収法第 106 条の 2 に基づく調査（暴力団員等に該当するか否かの調査）の結果が売却決定の日時までに明らかにならない場合は、売却決定の日時及び代金納付の期限が変更されます。
- (12) 売却区分番号南－11 の財産は、「混在財産」です。「混在財産」とは、「非課税財産（土地）」と「課税財産（建物）」の双方を含む財産をいいます。
- (13) 公売対象物件は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。